

長野県行政機構審議会（第3回）議事録

- 開催日時 平成27年9月7日（月）午前10時～
- 開催場所 松本合同庁舎 2階 講堂
- 出席委員 樋口委員 伊藤委員 大石委員 大槻委員 腰原委員
才川委員 清水委員 中條委員 中山委員 山田委員
- 県出席者 原山総務部長 井出行政改革課長
池田松本地方事務所長 鳥海松本保健福祉事務所長
石井松本建設事務所長 下里安曇野建設事務所長

1 開 会

（事務局）

ただいまから、第3回「長野県行政機構審議会」を開会いたします。今回は、松本地域での開催とさせていただいており、委員の皆様には、ご多忙中のところお集まりいただきましてありがとうございました。

初めに、本日は10名の委員にお集まりいただいておりますが、岡田委員、織委員、北村委員、三木委員、山浦委員様におかれましては、所用によりご欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。なお、本日の審議会はおおむね正午終了をめどにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それではこれより審議に入っていきますが、進行につきましては、審議会条例第6条に基づきまして、樋口会長をお願いいたします。

2 議 事

（1）松本地域の現地機関の長との意見交換

（樋口会長）

おはようございます。これより私のほうで議事を進行させていただきます。本日も、実り多い審議ができますよう、皆様のご協力をお願いいたします。本日の議題は、お手元に配付されております会議次第のとおりでございます。

それでは、議事の（1）松本地域の現地機関の長との意見交換に入りたいと思います。本日は、松本地方事務所長、松本保健福祉事務所長、松本建設事務所長、安曇野建設事務所長の方々にご出席をいただいております。初めに所長の皆様から、ちょっと時間が短くて恐縮ですが、お一人5分程度で順次ご説明をいただきたいと思います。その後、一括して委員の皆さんから質疑等を行いたいと思います。

では早速でございますが、まず松本地方事務所長、池田所長さん、お願いいたします。

(池田松本地方事務所長)

委員の皆様、おはようございます。松本地方事務所長の池田秀幸でございます。地域の課題や重点事業につきまして、資料に基づきましてご説明を申し上げたいと思います。大変恐縮でございますが、着座にて説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは資料の2ページでございますが、資料1-1をお願いいたします。松本地域におきましては、中ほどの枠にも記載してございますが、現在、しあわせ信州創造プラン(松本地域編)でありますとか、県と市村が協働して策定をいたしました松本地域ビジョンに沿って施策を進めさせていただいています。この地域編や地域ビジョンにおきまして、地域の課題とされているものから、主なもの、3点を挙げさせていただきました。

まず地域の主要産業でございます農林業でございますが、担い手不足や野生鳥獣による被害の対応等が課題となっております。農畜産物の生産振興や森林の保全など、活力ある農林業づくりに向けた取組を行っているところでございます。

2点目といたしましては、管内には牛伏寺断層を含む糸魚川-静岡構造線断層帯が縦断しているほか、焼岳、乗鞍岳が気象庁の常時観測火山に指定をされておりまして、震災や火山災害に備え、地域住民が安心して暮らせる災害に強い地域づくりに取り組むことが課題となっております。

3点目といたしましては、松本地域には、ご承知のように、上高地などの豊かな自然、国宝松本城などの歴史的文化資源に恵まれるとともに、首都圏や中京圏から比較的近く、また松本空港に代表されるような、県内外に延びる交通の要衝となっております。このような松本地域の特性を最大限発揮しながら、多くの人々の訪れる魅力ある地域づくりを進める必要があると考えているところでございます。

これらの課題に対応する本年度の重点事業でございますが、3ページをお願いいたします。まず、活力あふれる産業づくりにつきましては、「おいしい信州ふード(風土)」の消費拡大のために、管内市村・関係団体に加えまして、宿泊施設や飲食店、そして地方事務所を含みます管内現地機関6所が一体となって、松本地域の農産物の特徴を生かした多様な商品・サービスを開発し、地域ぐるみで提供する取組を行っております。

また、2にございます「野生鳥獣被害先端地域サポート隊」の編成につきましては、麻績村・生坂村・筑北村にかけての3村が、現在、鹿の活動範囲の前線となっております。地方事務所林務課・農政課・地域政策課、そして農業改良普及センター等の職員によるサポート隊を今年度立ち上げをいたしまして、地域の皆様と一緒に、鹿による被害発生区域でありますとか、鹿の移動ルートを示した「ニホンジカ行動マップ」を作成して、鹿の行動範囲の把握等、マクロの視点で被害拡大の抑制を検討してまいりたいと考えております。

2点目は災害に強い地域づくりでございます。自助・共助によります地域防災力の向上

ということで、行政・自主防災組織、そして住民等を対象といたしました防災セミナーを開催いたしまして、防災意識の啓発、自助・共助の取組の促進を図るほか、広域的な火山防災対策の推進といたしまして、焼岳と乗鞍岳の安全確保対策として、岐阜県と共同で設置いたしました協議会により、防災訓練の実施やハザードマップの作成を行ってまいりたいと考えております。

3点目の魅力ある観光地づくりにつきましては、市村の枠を越えた広域連携の強化と観光情報共有化のために、県・市村・商工観光関係団体等により組織されました「松本地域観光戦略会議」において、新たな観光資源の洗い出しを行い、広域的観光地づくりや周遊観光ルートづくりに向けた検討を進めております。

また、ご承知のように松本山雅FCのJ1昇格を機に、アルウィンに多くのお客様が来訪されております。このアウェイサポーターに対しまして、地域製品の試食・試飲、そして市村・関係団体と連携をしながら、観光PRを積極的に行って、地域への誘客と地場産品の販路拡大につなげていきたいと考えております。

2ページへお戻りいただきまして、2番目の枠内の組織運営上の課題でございますが、先ほど申し上げましたしあわせ信州創造プランの地域編でございますとか、松本地域ビジョン、そして地方創生の推進に向けまして、現地機関、そして相互の横断的な取組、これが一層重要な課題となっております。現地機関による協議組織でございます行政連絡協議会やプラン、ビジョンの推進のためのワーキンググループ、そして市村との協議組織でございます地域戦略会議などによりまして、施策の推進に向けた情報共有、意見交換を行っているところでございます。

また、地域住民に対しまして、地域住民の皆様にも、より県政が身近になるための情報発信、これを一層行う必要があると考えておまして、地方事務所のみならず、他の現地機関にも呼びかけまして、ブログ、コミュニティ放送への職員の定期的な出演、そしてミニコミ誌などを活用した情報発信の充実に取り組んでおります。委員の皆様、ご承知かと思いますが、現在、合庁の1階フロアに、昨年9月着任以来、情報発信コーナーを設置いたしまして、合庁機関のみならず、管内現地機関共有のPRコーナーとしているところでございます。

最後でございます。市町村支援に関する現状及び課題につきましては、市村に対しましては、「地域発元気づくり支援金」をはじめとしまして、農林業や商工業の振興に向けた支援を行っているところでございます。市村の自主性・主体性を尊重しながら、その実情に応じまして、他の現地機関と連携しながら、先ほどご説明いたしました、例えば鳥獣害の被害対策をするサポート隊を立ち上げるなど、農林業等の専門的な分野におきます支援・助言を行ったり、また、村職員と一緒に、ブログ、コミュニティ放送などによる地域の魅力の情報発信を行うなど、さまざまな取組を行っているところでございます。地方事務所からは以上でございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。引き続きまして、松本保健福祉事務所の鳥海所長さんからお願いしたいと思います。

(鳥海松本保健福祉事務所所長)

松本保健福祉事務所の鳥海でございます。どうぞよろしくお願いたします。では着座にて失礼いたします。私のほうからは資料1-2について、ご説明申し上げます。主に保健福祉事務所の業務について、ご理解を賜りたいと存じます。もしくどのようなでしたら、ご容赦を賜りたいと思います。

まず、5ページになりますが、これが保健福祉事務所の業務の一覧でございます。一番左にあります松本保健福祉事務所と書いてございますが、うちは表札が3つございます。1つはこの保健福祉事務所、それから保健所、福祉事務所、3つございます。この3枚看板は、これは法的に設置義務がある。したがって全部あるわけでございます。

保健所の業務、その特徴を3つほど挙げさせていただきたいと思います。1点は、非常に多種、そして多様な許認可業務を抱えてございます。当然、それに伴いまして、監視業務を行っております。この趣旨は、住民の健康・生命を守るための安全基準の確保と、そういった立ち位置でございます。これは、厚生労働省の幹部だった方に昔お伺いしたわけでございますが、全国に保健所ができるときは、消防署であるとか、警察署と同じ「署」の字を使う予定だったと。結果としては、今の「所」にしてきたということでございます。

2点目でございます。健康危機管理、具体的には、食中毒、感染症、また精神保健福祉法に伴う通報等があるわけでございますが。その際には、スピード、そして専門性、これが絶対的に必要になります。そして科学的でなくてはならない。当然、政治的判断や裁量の余地は入る余地がないし、また入っては困るわけでございます。ある程度の独立性が担保される必要があると考えております。そのために、一番下に書いてございますが、職員数64名で、非常に多様な職種、専門職が配置されているわけでございます。

3点目でございます。業務を規定する、いろいろ100本以上の法律・法令があるわけでございます。多くは知事の委任、また専決事項が多いわけでございますけれども。なおかつ保健所長が決めるといったことが明記された法律もかなり残っているわけでございます。そうしますと、事務によって最終の決裁者が異なるといった事態は、やはり避ける必要があるかと思っております。これでほぼ趣旨はおしまいなんです、業務について、代表的なものを若干ご紹介したいと思います。

まず、総務課の3でございます。ここに医療と書いてございます。管内で昨年のお産は、大体3,554件ございました。管内並びに周辺では非常にお産を取り扱う医療機関が減ってきてございます。こういった中で、いかにお産の場を確保するかと。これは医療機関、また医師会でございますとか助産師会等、そして市村も含めて、連携をして解決していかなくてはならない、大きな課題でございます。

それから後期高齢者の急増する2025年、10年後に向けまして、地域医療構想の策定が今

年度から本格化します。国がおそらく求めているのは病床管理、そしてそれを在宅医療、さらには地域包括ケアへ誘導していくと。そして、当然、病院から出る方に対しては受け皿といったもので出てくるわけでございますけれども。それを含めて、極めて大きな地域の課題になってくることでございます。当然、このことについても関与していかなくてはならない。

それから災害が非常に多いわけでございますけれども、災害発生時には、まず人命救助が最優先されるわけでございます。そのために広域の救急救護体制と、それを平時から整備、また訓練していくことが必要になるわけでございます。昨日もこの地域ではかなり大がかりな医療救護訓練を行ったところでございます。

次に健康づくり支援課の2をお願いします。ここでは感染症と書いてございます。感染症の中の2類感染症、結核が発生しているわけでございますけれども。これ、潜在性を含めまして、管内では90件ほど発生してございます。感染症の届出がございまして、即、調査に入るわけでございます。そして周辺への二次感染予防といったことで、職員がいろいろ動くわけでございますけれども。結核に限って言えば、接触者健診は、昨年度は416件行っております。

それから社会福祉施設から集団感染、これはインフルであるとか、ノロとか、そういった相談、また報告が46件ほど。またエイズ相談であるとか。それから大きな課題として、新型インフルエンザ対策といったことが地域に求められております。これは県レベル、市町村レベル、いろいろあるわけでございますけれども、やはり大きな課題。そして、昨今、話題になっているエボラ出血熱とか、MERS・中東呼吸器症候群がございましてけれども、これに対する準備も必要でございます。これ、決して遠い国の話ではなくて、管内でも、例えば検疫所から、アフリカ方面から来た方がうちの管内を通るといったわけで、今年の5月の連休中は職員が待機といった状況になったわけでございます。

あと健康づくり支援の7をお願いします。精神保健及び精神障害者の福祉に関することでございます。これは精神保健福祉法に基づく通報があるわけでございますが、管内で1年間で77件ほど。そのうち特に緊急性を要する、これは夜間休日関係ないわけでございますけれども、警察官通報が43件ほど発生してございます。それに対する対応というところでございます。

次に食品・生活衛生課でございます。この1の生活衛生、これは、例えば旅館・ホテル・公衆浴場、それから理容所・美容所・クリーニング等、いわゆる衛生にかかわる営業施設でございます。管内で2,740件ほど。また4の、ここにいろいろ書いてございますけど、薬事に限って言えば、旧薬事法にかかわる許可の届出施設が3,700件以上、当然、薬物乱用防止とか、それから輸血用血液の確保といったこともかかわるものでございます。

6の食品衛生でございます。これ、法令に基づく許可を出している施設が、当所管内で1万740件ほどございます。その他、給食施設等あるわけでございますが。それらに対しまして、1年間で4,110件の監視を行っております。それにもかかわらず、食中毒が4件発生

してございます。患者数が113名出ております。

次に検査課でございます。定点を定めまして長期間にわたって、そして継続して、水質とか、大気環境検査を続けていくこと。また食品の中の残留農薬、また添加物の状況。そして感染症が発生したり、食中毒が発生したときの原因菌でございますとか、そういったことをしっかり検査をしていくということは、行政としてやはり非常に重要なことと考えてございます。その際、やはり質が担保されてなくてはならないと考えているところでございます。

福祉課に関してでございます。例えば3の高齢者の福祉、これ、大きなものは介護保険になります。それから8の児童福祉、9の障害者の福祉、11の生活保護等、福祉関係の仕事も行っているわけでございます。

以上、全て法に基づくものでございまして、住民の健康・生命を守るための、いわゆる社会の下支えといったものを行っているところと我々は認識しているところでございます。それに伴っての課題等は、左のページに記載してあるとおりでございます。以上でございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。続きまして松本建設事務所、石井所長さん、お願いいたします。

(石井松本建設事務所長)

松本建設事務所長の石井杉男でございます。着座にてご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。資料1-3をごらんください。地域の課題についてでございます。土砂災害、落石や河川氾濫などが発生するおそれのある危険箇所が管内には多く存在いたします。また、地震や火山噴火などにより道路の寸断、集落孤立の発生など甚大な被害が発生するおそれのある地域でございます。

隣接圏域、隣の県とか、隣の上田地域とか、こういったことでございますけれども、交流人口の拡大を図るための道路網の整備が求められている状況でございます。通学路であっても歩行者空間が確保されていない道路がたくさんございます。松本市内の慢性的渋滞の解消が求められております。施設の老朽化の進展に伴い、長寿命化対策及び修繕事業が必要になってきてございます。

平成27年度の事業の主なものについて、ご説明を申し上げます。施策の方針といたしまして、「人が集う、自然と文化に囲まれた魅力あふれるふるさと」を目指してと、目標を持って進めてございます。しあわせ信州創造プランが目指す松本地域の姿の実現に向け、各種事業を展開しているところでございます。2点ほど挙げてございます。地域防災力の向上といたしまして、緊急輸送路の防災対策、広域河川改修、総合的な土砂災害対策ほかでございます。2点目といたしまして、快適で暮らしやすいまちづくりということで、幹線道路の整備、観光地へのアクセス改善、渋滞対策、通学路の安全対策、維持修繕ほかでござ

ざいます。

ただいま申し上げました内容について、隣のページになりますが、7ページをごらんください。写真について、ご説明を申し上げます。上段の写真、左側からです。山が崩れて県道を通行止めにしてございます。大きな岩塊が崩れて止めたものでございます。現在、対策案を検討中でございます。次の写真ですが、車が走ってございますが、一級河川前田川が氾濫いたしまして、水があふれて道路が冠水。周辺の家屋も床下浸水の状況になってございます。現在、前田川の河川改修を進めているところでございます。3つ目の写真、車線が1車線程度しかなくて、そこへ大型車、車が入ってまいりますと、歩行者空間がほとんどないと。こういった子どもたちが通学しているところへの歩道整備でございます。4つ目の写真ですが、松本市内の渋滞状況の写真でございます。現在、街路事業にて渋滞対策、地域の円滑な道路ということで、事業を進めているところでございます。

ページを戻っていただきまして6ページ、真ん中になりますけれども。松本建設事務所の組織運営上の課題ということで、2点ほど書かせていただきました。多くのベテラン職員、これは団塊の世代になりますけれども、この多くの職員が、ここ近年、退職いたしました。替わりまして若手職員が入ったということでございますけれども、この入れ替わりによりまして、技術の円滑な継承がうまくいったかという課題がございます。また、若手職員になりましたその分、執行力、業務の遂行力が低下したのではないかと、懸念しているところでございます。

2番目の用地業務に精通した職員の減少、これは事業量の減とともに経験する業務量が少なくなってきたということもございしますが、1回目、初めてと、この職業についても、なかなか用地交渉というものはうまく進むものではございません。また、土地開発公社というものがございしますが、こちらの職員も少なくなってきたということもございまして、なかなか支援をいただくという機会も少なくなってきたでございます。用地取得に時間を要するケースが増えてきているなど実感しております。

下段の市町村支援に関する現状及び課題についてでございます。建設事務所には、市町村の事務等、支援をしていく、助言等を行う立場で、技術専門員という名前で1名置いてございます。この職員を中心に、補助事業、または公共下水道事業、災害復旧に関する工法選定、そして工事の工程、交付金、国土交通省へ申請する都合がございまして、申請書類の作成、また事業になってからは事業執行への市町村支援を行っているところでございます。小規模町村にあっては技術職員が少ない、場合によってはゼロという村役場もございます。丁寧かつ詳細な説明が求められているという現実がございます。

2点目でございますが、老朽化の進展、特に構造物、コンクリート構造物の老朽化が目立ってきております。橋梁の点検の支援、消防活動と書いてございますが、ここ、訂正をお願いいたします。水防活動でございます。水防活動支援、土砂災害警戒情報の伝達、避難訓練の開催への支援。ハザードマップを作成してございますけれども、土砂災害警戒区域、または河川の氾濫区域と一緒にしたハザードマップ作成支援を、現在、行っていると

ころでございます。松本建設事務所からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

(樋口会長)

ありがとうございました。それでは、最後に安曇野建設事務所の下里所長さんをお願いしたいと思います。

(下里安曇野建設事務所長)

安曇野建設事務所長の下里巖でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは着座にて説明申し上げます。8ページの資料1-4をごらんいただきたいと思います。資料に沿ってご説明いたします。

建設事務所は、平常時はもとより、緊急時におきまして、地域の安全・安心や暮らしやすいまちづくりなどにかかわる事業を行っているわけでございます。まず、地域課題及び平成27年度重点事業でございます。地域の課題を把握しまして、県の5か年計画に沿った事業を行っております。主なものを4点記載してございます。

1つ目、地域防災力の向上としまして、一級河川黒沢川の調節池の整備を行っております。ダムによらない河川整備計画について、国の認可を受け、早期の工事着手に向けた調査設計作業を行っております。

2つ目、快適な生活と経済活動を支える高速交通ネットワークの充実といたしまして、地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の整備を行っております。安曇野市の起点部約5kmの整備を最優先課題と捉えておりまして、現在、具体的な整備方針を早期にお示しできるよう、必要となる調査及び関係機関との協議を進めておるところでございます。

3つ目、住民が安全に暮らせる環境の整備といたしまして、通学路の歩道整備などを行っております。

4つ目、身近な生活道路等の整備・維持管理による快適で暮らしやすいまちづくりといたしまして、道路改築事業ですとか、道路施設等の長寿命化を行っております。

次に現地機関相互の連携や本庁との連携など、組織運営上の課題でございます。3点記載してございます。連携に関しましては、松本地方事務所に災害対策本部が設置されたときには、地方事務所と連携しまして、管内の情報収集、緊急対応に当たります。また、大規模災害時に隣接建設事務所管内の市町村への情報連絡員の配置が必要となった場合には、本庁と連携しまして、必要な人員の派遣を行うこととしております。

組織に関してでございますが、流域下水道の維持管理業務につきましては、今年度から、外郭団体の見直し方針に沿いまして、県下水道公社への委託をやめ、「犀川安曇野流域下水道事務所」を設置し、直営管理しております。半年経過いたしましたが、移行がスムーズに行われ、良好な維持管理業務を行っております。

次に市町村支援に関する現状及び課題でございます。災害時における安曇野市への災害対策支援としまして、災害発生時には、情報収集を迅速に実施し、必要な技術的支援を行

います。

次に、安曇野市固有の課題といたしまして、万水川の内水対策に関する技術的支援がございました。一級河川万水川の下流域は、豊富な湧き水を利用したわさび田や養魚場などがありますが、洪水時には内水被害が発生するおそれがあります。内水対策は支川管理者が行うこととなっていることから、安曇野市では関係者会議を発足し、調整や検討を進めております。しかし、内水被害の発生メカニズムや要因などの分析・解析は、技術的に難易度が高いため、市から県に対して技術的支援が求められております。今後、市を中心とした調整・検討にあわせ、技術的支援を行ってまいります。

続きまして9ページをごらんいただきたいと思います。安曇野建設事務所の概要でございます。1、管内概況でございますが、平成17年10月1日に5町村が合併し安曇野市となったことから、当管内は安曇野市1市でございます。(1)の管内の状況は記載のとおりでございますが、括弧内に全県に対する比率を記載してございます。(2)事業概要は、平成26年度の実績の箇所数、事業費を記載してございます。

続きまして2つ目、組織及び業務でございます。安曇野建設事務所の人員は、所長以下4つの課で27名、今年度設置しました付置事務所であります犀川安曇野流域下水道事務所は、所長以下2つの課で11名、合計38名でございます。このほか、用地登記事務や境界立会いの嘱託員などが勤務してございます。

3の特記事項でございます。まず(1)の1つ目でございます。私ども、単独庁舎ということで、安曇野庁舎を管理しております。以前は保健所等も入庁しておりましたが、現在は、県の機関は建設事務所だけであります。空いた事務室につきましては、公共的な9団体が利用しております。

2つ目でございます。国営アルプスあづみの公園に隣接した烏川溪谷緑地を管理してございます。この県営公園は、整備された都市公園とは異なり、自然を極力残した公園であります。小学校や一般の方を対象とした環境学習会と自然観察会などを開催し、この公園の特徴を活かしたサービスの向上を図るほか、市民との協働作業で間伐などを行っております。指定管理者に管理を委託しておりますが、協働作業やイベントなどは、職員もともに活動しております。

最後に3つ目でございます。先ほどご説明いたしましたが、終末処理場の維持管理業務は、平成26年度までは県下水道公社に一括委託しておりましたが、外郭団体基本方針に基づき、今年度から犀川安曇野流域下水道事務所を設置し、県が直営で管理しております。安曇野建設事務所からは以上でございます。

(樋口会長)

4名の所長の皆様、ありがとうございました。それでは、ここで、質問等を行っていきたいと思いますが、最初に私のほうから3問ほど、これまでの審議等の中でも出てきたこととありますけれども、質問をさせていただきます。その後、各委員からお願いしたい

と思います。

一番最初に、これは各所長さんにお伺いすることになりますが、最初に池田所長のほうからまずお伺いしたいんですが。地方事務所の場合、多くの権限が所長の権限ということになっておられると思うんですが。実際には、かなり膨大な事務がございまして、各課とか、その各課と本庁とのつながりというようなことで実施されるものもあるやに聞いておりますけれども。所長の権限と実際の業務について、率直に言ってどう感じられているか、ちょっと難問ですが、よろしく願いいたします。

(池田松本地方事務所長)

会長さんからのご質問でございますが、確かに地方事務所長には、多くの権限が、事務処理規則などにより委任をされておまして、大変責任の重い職というふうに感じております。中でも本庁の各部が強くつながって実施されているというご指摘でございます。確かに現行の、例えば予算制度の中では、補助金などの予算の確保でありますとか、あるいは事業計画の承認、これなどにつきましては、本庁の各課が、緊密に打ち合わせを行っているというのが現状と考えております。当然、現地の住民の皆様、また団体、市町村の要望を十分お聞きして、適正な予算配分を行うためには、当然、それぞれの部局と地方事務所各課が常に連携をして調整を続ける、これは大変重要でありますし、私もまたそうあるべきだと思っております。

また、所長の委任された事務の中、大変多くの事務がございまして、定例的なものについては、多くの事務を各課長の専決規程によりまして課長専決により処理されているところでもございます。ただ、当然、その中には、県政の推進上、大変重要と思われる点、また、今後、疑義や紛争につながりそうなものなどは、所長の決裁を要するものとして処理をしておりますし、また予算の要望の段階等にありましても、当然、必要と思われるものについては、各課長、担当が、私、また副所長を交えて、協議を行ったり、レクチャーを行って、本庁へ上げていくということございまして、各課との連携をとっております。

また、所内の横のつながり、これも大変重要だと思っております。松本地方事務所では、中信会計センター所長も参加する課長会議、定例会議を月2回、また懸案事項、また部局長会議などで指示のあった事項につきましては、臨時で課長会議を招集いたしまして、随時、情報の共有、また私からも指示の徹底を図っているところでございます。現行制度の中で、権限と実務の間に乖離のないように努めているところでございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。各所長さん、それぞれ事情はちょっと違っておられると思うんですが、今の質問について、何かございましたら、ちょっとコメントいただければと思いますが、鳥海所長さん、いかがでしょうか。

(鳥海松本保健福祉事務所長)

所長の事務といったことでございますけれども、先ほど申し上げましたように、当所の所管する事務というのは、非常に法によって定めたものが多いわけでございますが、いわゆる実務といったものが多いわけでございます。と同時に、所長といたしましては、いわゆる専門職、医師としての立場からの判断、またはその調整といったことが求められる部分があります。

それから本庁との関係でございますけれども、これは、本庁には各課あるわけでございますけれども、その連携は非常に緊密であることが求められます。これは、例えば微妙な法的判断を県庁の見解、さらには国のほうに照会するということは多々あるわけでございます。また、食中毒とか感染症というのは、県境で終わるわけではなくて、他県にまたがるものが多々あります。そういった場合は全て県庁に集約する中で、他県に照会をかける。また他県からも県庁を介す中で我々のほうに照会が来るといったことがございます。また、国のほうの、いわゆる国立感染症研究所でございますとか結核研究所、そういったところの連携といった場合も、やはり県庁を通してということに当然なるわけでございます。また、所の業務については、当然、課長会議、打合せ会議を逐次、必要に応じて開催し、できる限り所長が把握していくといったことは努めているところでございます。以上でございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。では引き続きまして、石井所長さん、いかがでしょうか。

(石井松本建設事務所長)

当事務所は、工事を行うその内容は、新設または維持修繕が中心になります。工事以外につきましても、我々の管理している道路・河川がございますが、必ずこういったものは民地と接している。道路へ出入り口、または道路を少し直さないと隣接地がうまくいかないといった、特に開発計画にかかわるものについては、許認可事務といったものが発生してございます。我々のその仕事の中身は、計画する、調査する、設計図を書き上げる、工事を行う、できたものを長年にわたって管理していく。また壊れたら更新するといった、こういったサイクルを請け負っているところでございます。ということで予算がかかります。ほとんどの予算につきましても、国からいただいている交付金でございます。

市町村から要望をいただきます。整理をいたします。重要度、緊急度に応じてどれをやるか、建設事務所の中で決定をしております。その決定については、当然、私も加わるわけでございます。最終的に県庁を通して、県庁は県庁で全県下の、各建設事務所から上がってくるものをさらに整理して、ふるいにかけて、必要なもの、緊急度の高いものを国へ上げていくと。ですので、我々が上げたものが全て予算化されるわけではございませんが、最終的に国へ行って、国から補助金がついて事業の執行とこういうことになります。

市町村事業についても、私どもを通して国へ上げていくということになります。権限という権限ではございませんで、事務の流れの中でかかわっているという印象を私自身は持っております。

許認可の関係でございますが、河川、砂防、道路、都市計画といったものについて、かわりのあるものについては、決裁ということを私のところでしてございますが。大物、開発規模が、面積が大きい、または大規模的な道路の改築につながるような、そういった開発申請については、県庁のほうへ上げて県に決裁権がございます。小規模のものが非常に多いわけですが、7、8割は、ほとんどと言っていいくらい、私のところで許認可事務を行っているのが実態でございます。

工事中、いろいろな判子をつく仕事というものはございます。これが決裁というような内容にもなってくるわけですが、そういったもののうち、工事にかかわる検査だとか、協議とか、そういったものについて、大きな変更内容を伴わないものについては、各課の事業課長のところで決裁をしてございます。なお、金額的に300万円以下のものについては次長決裁というようなことで、予算の執行にかかわるものを行っているということでございます。基本的には、予算にかかわる仕組みそのもの、または予算確保については県庁、事業の執行そのものについては、要するに発注、工事の完成、この区間については、建設事務所長権限で仕事を行っているということでございます。権限というか、業務と言ったほうがよろしいんですかね、ということを行っているというふうには感じております。以上でございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。下里所長さん、いかがでしょう。

(下里安曇野建設所長)

今も石井所長が申しあげましたように、同じ建設事務所ですので、業務につきまして同様でございます。建設事務所の業務につきましては、基本的に打ち合わせを行ったりしまして、所長が掌握しております。必要に応じ本庁と協議しながら実施しているということでございます。今、予算の話が出ましたが、どうしても事務所の要望どおり予算がつくとは限らないのが現状でございます。所としましては、地域の市町村ですとか、地域の方の意見を把握する中で、必要性ですとか、事業効果、優先順位などをしっかりと把握していくことが重要だと思って業務をしているところでございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。あと2問ほど、ちょっとお伺いしたいんですが。今度、2問目は、地方事務所長さんにお伺いしたいと思いますけれども。地域における県行政の総合調整機能ということでございまして。地方事務所の設置条例では、地方事務所は地域にお

ける県行政の総合的な調整を図ることというふうになっておりますが、これが十分機能しているだろうかということです。

それからもう1点は、松本合同庁舎とは別の場所にある、例えば安曇野建設事務所、松本児童相談所との連携について、課題はないだろうか。例えば災害が発生した場合に、松本の災害対策本部の運営上の課題などがないかどうか。こういった点について、委員会でも多少議論が出ておりますが、いかがでございましょうか。

(池田松本地方事務所長)

総合調整機能、条例の中で記述されているところでございます。先ほど、私の資料の中で幾つか、現地機関共同で行っている事業をご説明をさせていただいたところでございます。それ以外に、例えば松本地域の課題につきましては、管内の現地機関の長で構成します行政連絡協議会がでございます。それから松本管内、30機関、現地機関がでございますが、その機関全体によります、地元県議会議員との懇談会、拡大行連と言っておりますが、そこで情報の共有や意見交換を毎年行っているところでございます。また、私が着任以来、より情報を共有するために、今度は次長、副所長レベルの会議も、随時、開催をするということで、私も出席をして行っているところでございます。

当然、現地機関の共同の事業、さまざまございます。例えば元気づくり支援金の事業採択に当たっても、建設事務所長、それから保健福祉事務所長にも加わっていただいております。元気づくり支援金のフォローアップ事業も、各現地機関に参画をしていただいております。知事への施策提案、総合調整推進費の実施についても、現地機関、常に情報共有を行いながら行っているということでございます。

若干、個人的な話でございますが、管内30所、全ての所に、私が出向きまして、所長と意見交換を実施をさせていただいております。いずれにしましても、地方事務所、総合調整機能を発揮すべく、連携できることは連携し、情報共有を図る機会をできる限り増やしていくべきだと考えているところでございます。

それからもう1点、災害時の対応ということで、例えば合庁内にない安曇野建設事務所でありますとか、児童相談所との体制はどうかというご質問でございます。確かに、長野県に地域防災計画によります災害対策本部が立ち上がったときには、松本地方部が合庁内に立ち上がるわけでございます。当然、その部員の中には、長野県災害対策本部松本地方部の組織及び運営規程により、安曇野建設事務所が入っております。ですから、当然、安曇野建設事務所におきましては、その合庁に設置されました災害対策本部に、リエゾン、いわゆる情報連絡員を派遣をいたしまして、情報の共有化を図り、また、私、地方部長の指揮のもと、連携して必要な災害の応急対策を実施するという事となっております。

また、松本児童相談所につきましては、この部員には、入っていないわけでございますけれども、当然、連絡調整があり、児童相談所についても、自分のところの関係する家庭の皆様であるとか、あるいはその施設であるとか、その防災対応に当たり、その情報を、

健康福祉部及び松本地方部にも連絡をいただくことになっております。こちらとも連携をとりながら災害対応に当たるという状況でございます。なお、松本地方部の地震防災総合訓練等については、合庁以外の地方部の各機関も参加して、一体となった訓練を計画し、実施しているところでございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。安曇野建設事務所長さんもお見えですので、今の問題に関連して、若干お伺いしたいんですが。松本合同庁舎と事務所が離れているということでの、業務体制上の問題があるかと思えます。1つは、今のお話、松本地方事務所長さんからもお話がありました。管内で災害が発生した場合に、松本の災害対策本部に、安曇野建設事務所長さんとしてはどのように参画するのかということと、また平常時ですね、合同庁舎に入っている県機関との連携協力については、どのような形で行っておられるのか、この2点をちょっとお伺いしたいんですが。

(下里安曇野建設事務所長)

まず組織でございます。松本地方部において、私は副地方部長ということと、あと事務所が土木第2班ということになっております。まず災害発生時には、情報収集、応急対応など、迅速に実施いたすわけでございます。そこで災害対策本部への参画でございますが、例えば河川や道路などの被害状況や、通行止めの場合の片側通行になるその見込みなどの情報を、逐次、防災無線を使ったりしてやりとりいたします。

また、本部会議への対応でございますが、私、現地で指揮をとっておりますので、出席できない場合には、先ほど地方事務所長からも説明がございましたように、連絡員を派遣するなどして情報の共有化を行い、地方部長の指揮のもと、連携して必要な災害応急対策を実施しております。また、総合防災訓練や非常参集訓練を合同で実施しているところでございます。

続きまして平常時でございますが、これも地方事務所長のほうから説明ありましたが、所長レベルですと行政連絡協議会ですとか、あと副所長、次長会議など、また、それぞれ地域課題の情報共有を図るとともに、いろいろな会議を案件ごとに関係課と行っているところでございます。以上でございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。今、ちょっと私のほうから、これまでの審議会の議論等も踏まえて、若干、代表して質問をいたしましたけれども、引き続きまして、委員の皆様方から、ご自由にご質問、ご意見等いただければと思います。いかがでございましょうか。はい、中山委員、お願いいたします。

(中山委員)

大変ご苦労さまでございます。わかりやすい説明をいただきましてありがとうございます。私のほうからは、松本保健福祉事務所の中で、4ページでございますけれども、人手の問題でございまして、ここには、人材確保、あるいは養成の機能が必要だというふうにお書きになっておる。あるいは多岐にわたる許可、あるいは監視業務で、人員配置がそれに見合っているのかどうかという、なかなかそうならないのではないかと。お聞きしたいのは、実際の、今、人員体制が整っていらっしゃるのかどうか、足りないのかどうか、あるいは今後の状況としての不安点などということでお聞きしたいと同時に、また、松本建設事務所さんにおかれましても、ページ、6ページの本庁との連携の中でも、いわゆる人手の問題といいますか、人材の問題、継承の問題がそこにご指摘いただいている課題で、なかなか難しいということ書かれているのではないのかなというふうに思っておりますので、そこら辺、人手が現状で足りているのか、足りてないのか、あるいは今後どうしてほしいのかという点と、継承の問題、人材の継承の問題についての部分をお聞きしたいというのが1点でございます。

もう1点は、これ、全体、むしろ総務部の行政改革課さんのほうになるのかどうかあれなんですけれども。この現地機関の見直しっていうのは、今に始まったわけではなくて、過去、前回、2009年の4月ですか、にやっているといると思うんですが。そのときに、多分、課題があったと思うんですね。その課題を解決するために現状の現地機関の体制ができてきたんだろうというふうに思うんですけれども。その当時の実際の課題に対して、現状が見合ったものになっている、見合ったものといいますか、きちんとその課題が解決されているのかどうか、いわゆる検証の部分でございまして。これがされているのかどうか、あるいはその当時のことをご存じかどうかはわかりませんが、実際に執行されている中で、課題が、今、改善されているか、いや、ここは直ってないんだ、むしろ悪化しているんだというようなところがもしそれぞれおありであれば、お聞きをしたいという、その2点でございますが、よろしく願いいたします。

(樋口会長)

ありがとうございました。では最初の質問、はい、お願いいたします。

(鳥海松本保健福祉事務所長)

人材の確保・研修といったご質問でございます。私、課題のほうに3つほど挙げさせていただきます。これ、医療にかかることが非常に多い状況がございます。以前のように、以前といたら語弊がございますけれども、いろいろ医療の内容も変化が来てございます。ただ単に通常業務、また準拠業務だけをやっているといったことでは済まなくなってきている。そういった中で、例えば地域の中の医療の確保、先ほどのお産の問題もございます、小児科医療の問題もございます。一方、地域包括ケア、そしてまた地域医療構想といった、

非常に現社会を巻き込んでのいろいろな調整といったものが生じてきてございます。こういった面につきましては、従来の保健福祉事務所の、いわゆる総務部門の対応をかなり超える部分があるのかなというふうに思うわけでございます。

そして、ここで非常に重要なのは、医療を行うというのは医療者であって、行政ではないわけでございます。そうすると関係者の皆様、また関係の団体、そういった方々といかに関係を築いて、そして体制を構築していくかといったことになるわけでございますけれども。そういったとき、その関係者に対する知識とか見識がなければ、なかなか話が難しい。そういった中で、必ずしも医療に関する研修体制というのはできていない。

また、そこである程度仕事をする中で、いろいろわかってきたところに、どうしても、これは県職の宿命でございますが、転勤の問題、異動の問題が出てくるわけでございます。そういったことを含めて、人材の確保、養成、特にここに総務部門と書かせていただいたのは、上の課題に対してでございます。当然、これ、福祉の部門のほうへもかかってくるわけでございます。

それから多種多様の許認可及び監視業務と。これ、場所によっていろいろ所管する、また営業許可施設数などは異なるわけでございますけれども。はっきり申し上げれば、当所管内には非常に多い。それに対する職員等のバランスというのは必ずしもよくないというふうに思っているところでございます。通常業務で手いっぱい状況でございますので、いわゆる危機管理、例えば食中毒が発生したといったときは、土日も何回かつぶしてようやく形を整えるとか、一応それに対して対応はしてございます。対応しているけど、かなり職員に対しての負担を強いているといったことは間違いない。

そして、それに対する今度は研修といったこと、それから技術の継承といったことが書いてあるわけでございますけれども。非常に技術、検査等にしましても、専門性が進んできてございます。専門性が進むということは、非常にその守備範囲は狭くなる。そうすると全体の中でどうしても人数が必要になってくるわけでございます。そういった中で、いかに技術を学ばせて進めていくか。そここのところでどうしても問題になるのは、当所でも職員の欠員が4名ございます。全員が専門職でございます。今、臨時職員に非常に頑張らせていただいているわけでございますけれども、職員として研修を積んで次世代につなげていくといったときには、どうしてもやはり問題が出てくるのではないかとございます。

あと、それからその業務のことに関して申し上げます、うちの所に保健師は11名いるわけでございます。そうすると、大体、1人当たりの住民の数が4万数千人を相手にするといった形になるわけでございます。これはやはりバランスがいろいろあるわけでございますけれども、非常に負担が大きくなってきているということは感じているところでございます。以上でございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。建設事務所のほう、いかがでしょうか。

(石井松本建設事務所長)

人員の関係と技術の伝承といった関係でのご質問をいただきました。手持ちの資料の中で少しデータ的なお話もさせていただきたいと思うんですけれども。平成8年に技術の職員、全県下で725人おりました。いろいろな過程でこの職員の数がそれから徐々に減ってきたわけでございますけれども。今年度、648人、これ、全県下でございます。マイナス77人、こういった実態でございます。内容的には、効率化とか、集合してできる業務は集合してとこういう流れの中で人数が減ってきたということでもあります。さらに、先ほど申し上げました団塊の世代が、非常に馬力のあるベテランの職員が、ここへ来て10年間ほど一気に退職になりました。若手と入れ替わったということで、徐々に技術の伝承というものはあるんですけれども。私が県に入ったころの先輩諸氏がほとんどいなくなって、私自身が若手の先輩の代表格みたいな、こういう状況ではありますけれども。やはり若手を育てていく、人が人を育てるといふ、そういった関係が確かに薄くなってきたというものがあるんですけれども。これは県庁のほうでも、かなりの研修をやっていただいております。試験をしてどの程度になったかということは調べてございませませんが、ある程度、育てはできているのかなというふうに思うんですけれども。

実態からして、数の実態からして、そうなのかなと思うときもございませし、なかなか、我々の仕事というのは、河川だったら自然の法則にのっとって川をつくる。道路だったら、車の仕組みに応じて道路の形態をつくっていく。人の安全と車の安全をどうやって分けてつくっていくかといった、こういった組み合わせ、いろいろやりながら、さらに経済的なもの、そして使い勝手のいいものをつくるということになると、かなりの経験がやっぱり必要です。頭の中だけではなくて、実感した経験に基づいて、ああこうすればよかった、ああすればよかった、私も長い年月の間にそういったものもございませ。なるべくそういったものを若手に伝えるようにはしてございませけれども、その都度その都度、いろいろできないこともありますけれども。

ここの新たな時代の展開といいますか、工種が非常にバラエティーです。土木関係メーカーというものもたくさんございませし、そちらからいろいろな工法が提案されて、商品の販売の活発化もされていませるので、そういった商品を判断し採用に当たっては、なかなかです。今までは、現地で全てをつくるという時代でした。現地にある土、石、それを使ってコンクリートでつなげていくような工事が主でしたけれども、今は工場、屋根の下でつくって現地へ運び込んで、機械で機械化施工、人力じゃなくて機械をもって施工するという時代に突入してございませ。そういった関係で、技術的にも非常にメーカーの力も借りたりといったこともございませして、若手職員は技術的なものから環境配慮、そして用地交渉も非常に難しい時代になってきてございませ。県の言うことだから、お上の言うことだから協力しようというふうなことではなくて、しっかり用地交渉を重ねていかないと

なかなか土地が買えないと、こういったことも職員にかぶさってきてございます。ですので、我々が県に入ったときより、今の若手の職員は、我々と同じ、それ以上の力を持っていないと、現地ではなかなか仕事ができないこういった状況でございます。

人員については、これは、市町村支援にも影響する話なんですけど、県からかなり手厚い支援とか助言がなかなかいただけないという話があります。この背景には、つい最近までと申しますか、平成17年まで、この地域と申しますか、各地域にも土木振興会という、市町村で立ち上げていました外郭団体がございました。これは、土木関係の仕事、これを、市町村には技術職員がいませんでしたので、そこへ公共事業の仕事を預けて、設計から施工までしていただいていたと。当然、発注とか、発注先についての選定は市町村長が行うわけですけれども、工事そのものの監督、品質の確保、これについては、土木振興会にお願いしてやってございました。今、その組織がございませんので、市町村の専門でもない方が、席に座ったらその仕事があったと、非常に困ったというお話でありまして。我々も市町村支援のために1人置いてはいますが、1人では手が実態としては回らないとこういってございまして。

あと、この間の神城地震がございましたけれども、市町村、特に北のほうの村については、技術職員の数がゼロではございませんが、ほとんどいないということがありまして。災害については、市民の、要するに住民の安定のために早期復旧と申します。時間さえあればゆっくりできるかもしれないけれども、短時間の間に片づけて復旧を試みるということになると、どうしても市町村だけでは足りない。まして国へ申請する書類ですので、やはりやったことがないとなかなか難しいということもありまして。建設事務所の全県下の事務所から職員を集めて、白馬村・小谷村へ復旧のお手伝いに職員を派遣して、何とかやって切り抜けたとこんなような状況だと認識してございます。おおむねそんなところで、よろしくお願いたします。

(樋口会長)

ありがとうございました。今日、時間が限られていまして、所長の皆さん、この質疑が終わったら退席されるということですので、ちょっとスピードアップして運営していきたいと思いますが、2つ目のご質問ですけれども、これはあとで現地機関の機能・役割等の検討の実施状況をお話しされるときにでも少し触れていただいて、不十分であればまた質疑をとということで、もし現地機関の所長さんから何か特別コメントがあれば、よろしいですか。それではほかの委員の方からも、ぜひご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。はい、山田委員、お願いたします。

(山田委員)

ご説明ありがとうございました。ちょっと簡単に2点、お伺いたします。1点は、松本地方事務所長さんに、野生鳥獣被害のサポート隊ということで、私も長野市に住んでお

りますが、中山間地も多くて、みんな、猿とかイノシシ、鹿にやられてしまうという、もう声も本当に悲鳴のようにお聞きしております。サポート隊も立ち上げたということですが、この成果みたいなもの、この効果はあったのかどうか、あるのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

それともう1点なのですが、今、地方事務所と、それから地域の自治体ですね。市町村との連携が実に重要な時期ではないかなということ、説明をお聞きしまして感じました。この人数で、保健福祉事務所、それから建設事務所にいたしましても、大変人数が少ない中で頑張っていることに、本当に頭が下がりますが。それで、私はいつも感じるんですが、今、松本市も大変大きな市なのですが、地方事務所さんとの関係がどういうふうになっているか。よく長野市の場合は、なかなか長野市の事業に対してあまり口出しもできないとか、長野市はあまり担当が相談に行かないとか、それから事業について、健康福祉なんか特にそうなんですけれども、あんまりいろいろ注意とか、どうしているんだとかって言うことが言えなくて、関係性について、ちょっと困るという事態をお聞きしています。その辺というのはどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

(樋口会長)

それではよろしくお願いたします。

(池田松本地方事務所長)

まず、委員ご指摘の野生鳥獣被害先端地域サポート隊でございますが、先ほどご説明申し上げたところでございますが、補足させていただきますと、サポート隊につきましては、そういう状況を見まして、本年の7月に結成をいたしまして、現在、現地に入りまして、現地調査でありますとか、ヒアリングを実施しており、現在進行形ということでございます。そして、サポート隊の隊長、これは林務課の係長でございますが、先ほど申し上げたように、農政課、地域政策課、農業改良普及センターの職員、アドバイザーとして信州大学の農学部先生もお願いして、これから成果を出していくところでございます。今のところ、年度内に、マップを完成して、鹿が時期時期においてどういう行動をするのか、あるいはどういう所で、例えば鹿が交通事故に遭ったりするのか等、この鹿の移動する移動ルートですね、そういうものを、関係者といろいろ協力し、地域と一緒にやって対応をしていくという状況でございます。

それから自治体との関係でございます。松本市さんの関係等、お話がございました。当然、基礎自治体でございますので、市町村は、それぞれ主体性を持って、事業を行っているところでございますが、当然、地方事務所との連携も図っていくということでございます。先ほど申し上げました地方創生に向けての地域戦略会議でありますとか、あるいは先ほどの松本地域ビジョン作成に当たっては、市町村の首長さんをはじめ会議に参画いただいたり、また、さまざまな場面で、担当レベル、あるいは課長レベルで、一緒に協議会を

つくったり、会議をしております。また、一例でございますが、私も、昨年、松本市の国土強靱化計画策定に当たっては、建設事務所長と共に委員として参画をいたしまして、松本市の計画策定に当たらせていただいたということもございました。当然、いろいろな場面で連携をしながら、お互い協力しながら、地域の発展のために協働しているという認識でございます。

(山田委員)

ありがとうございます。

(樋口会長)

はい、よろしいですか。ほかの委員の方、はい、よろしく願います。

(大槻委員)

今までの説明では、県と市町村という話が主体で話をされたように私は感じたんですが、国との関係ということの中で、いろいろな事業が行われることもあります。例えば河川で言えば、一級河川は国の仕事、また国道についても国の仕事というようなところがあるんですが、そういう中で、県・市町村が一体となってやっぱり取り組まなければいけない内容として、ちょっとこのごろ心配しているのは、大きな洪水というのは、この松本地方ではこのところなかったわけですが、約10年に一遍くらいずつ、大きな水害が発生するわけです。そういうときに、今、ちょっと心配なのは、川の木が大きくなりすぎちゃっていて、もしこれが本当に洪水のときに、あの木が全部なぎ倒されて流れたときにはどうなるかということ想像すると、これは大変な話ではないかなと。どこかで、本当にこの地域一帯がもう水浸しになっちゃうようなことも想像されますが、そこら辺を含めて、今どのような状況で取り組んでいるかというようなところを説明いただければと思います。

(石井松本建設事務所長)

川に繁茂している立木のご質問ですけれども。確かに予算が確保できなくて、特にこの地域の河川、上流から下流まで、非常に茂っているというのが実態であります。茂っている木も、アカシアの木でございまして、大分、伐採はしてきているんですが、川の中ということもあって、完全にその除去、根っこまで、その護岸の近くで抜くということもなかなかできないのもあって、また生えてきてしまったというのが非常に多いということと、たくさんの種を落とすということもあって、次から次へと、今、生えているのが現状でございます。いずれにいたしましても、早期に順番を決めて撤去しなくてはならないということで、予算要求をしてきているところということでもあります。

それぞれの河川については、国・県が管理している区間、または市町村が管理している普通河川、準用河川があります。一級河川のうちこの管内で申し上げますと、国が管理し

てございますのは、新淵橋から下流側になります犀川でございます。下流を、あとずっと千曲川合流点まで、また千曲川のほうも上田のほうから、県内の中では飯山の一部を除きまして国の管理ということでございます。国が管理している河川の中にも、上流側からいろいろ種が流れて繁茂してきているのが実態でありまして。伐採と、あともう一つ、この管内でもやろうとしてはいるんですが、なかなかうまくいかなかったということもありまして、もう一工夫が必要なのかなと思っているんですが。一般住民の方による伐採、そしてその立木の利用。今、暖炉も持っておられるご家庭も幾つかございます。そういった方に無料で提供して、とにかく木の伐採をしていただいて、家に持って帰っていただいて、暖炉に使っていただくと。こんなような仕組みをこの地域の中にできないものかと、今、模索しているところでございます。

(下里安曇野建設事務所長)

建設事務所につきましては、住民の安全・安心を守るという重大な任務を担っておるところで、緊急時、平常時、それぞれ対応しているところでございます。今、松本の石井所長からも話がありましたように、河川内の木につきましては、全てというわけではございませんが、倒木のおそれがあるところから、また、私どもの管内は、安全な場所でやはり住民の方に自分で木を切ってもらおうというようなことも取り入れながら、対応しているところでございます。以上でございます。

(樋口会長)

よろしいでしょうか。何かほかにありますか、よろしいですか。それでは才川委員。

(才川委員)

すみません、2つほど質問させていただきたいんですけども。松本地方事務所さんのほうで、組織運営上の課題というところで、やはりいろいろな県の組織とか、こういう現地機関というのは、住民からはどうしても遠いと思われてしまっている部分があって、その意味では、地域住民に身近な現地機関ということで情報発信して、ブログとかコミュニティ放送、ミニコミ誌などを活用した情報発信の充実に取り組んでいるということで、こういった取組というのはとても住民にとっても大切なことだと思うんですけども。こういったことに効果が出ているのか、そこも少しお聞きしたい。効果が出ているのであれば、ぜひほかのところでもどんどん広げていっていただければなというのが1点あります。

それと、先ほどいろいろな皆さんからおっしゃっていましたが、人材の継承とか育成といった部分で、今、ここに座っていらっしゃる方だけでもほとんど参加されている方、やっぱり男性の方ばかりなんですよ。そういった意味でも、皆さん、各人数確保の中では大変だと思うんですけども、女性の登用というか参加といった、参加ではないですね、職員といった割合というか比率なんかも少し教えていただきたいというのが一つあります。

それと、この安曇野建設事務所さんのところでも、重点課題としていっぱい述べられているのが、やっぱり快適な生活、住民が安全に、身近な生活にということ、やっぱり主体は全て住民になっていると思います。その中で、7ページのところでも少しあるんですけども、快適で暮らしやすいまちづくりというところに、住民との協働による維持管理ということがあって、そこに住民参加による道路の維持管理というものが入っています。やっぱり災害のときなどには、全てがやっぱり早期復旧とか、早期ということもすごくいろいろな兼ね合いもあって必要だとは思いますが、私も実際に20年前の阪神大震災の後の復旧の状況を見させていただきましたが、やはり住民の意見を聞いた部分と、あくまでも主体が行政だけで進んだものとは、まちづくりが全然違っていた部分がありますので、こういったやっぱり早期性も必要なだけですけども、住民参加によるいろいろなどの意見の持っていく方っていうのはすごく大切ななと思いますので、その辺のところの連携の仕方なんか少し具体的にお話しただければと思います。

(樋口会長)

それでは、適宜、各所長さんから。

(池田松本地方事務所長)

県の発信力の向上ということで、ご意見を頂戴いたしました。私も地域住民の皆様から県の仕事が遠いという声もさまざまなお聞きしますし、県の事業が住民の皆さんに伝わらないといけないと思っています。ですから、先ほど私も申し上げましたように、まず、松本地方事務所、松本合庁の特性でもあるんですが、ここは長野県の真ん中に位置していますので、通常、この講堂を使った県全体の会議、これがほぼ毎日のように入っております。多くの皆様がお集まりいただく会議に利用されております。

それから土日につきましても、インターから近いせいでしょうか、日曜日、パスポートの交付事務もやっておりますが、さまざまなお客様が見えられております。また、現在、一例ですが、松本山雅の応援に行かれる方々がここへ一旦お集まりになって、ここからバスに乗られる等、合同庁舎へ来られる機会が多いということがございます。また、1階にこれだけ広いフロアを有しているのは松本合庁の特徴でございますので、情報発信コーナーをつくって、県産材、カラマツ材等を利用した案内板をつくりまして、パンフレットも見やすく並べております。そして、合庁内の機関だけでなく、管内現地機関、本日も野菜花き試験場、それから畜産試験場の展示もしておりますが、そういう管内現地機関のPRコーナーとして発信すべく、現在、利用していただいております。また、アンケートも実施しております。それからパンフレット類も、どれだけ利用されたのかという集計もしなければ意味ないということで、指示をいたしまして、現在、パンフレットをどれだけ皆さんがお持ち帰りいただいているか、集計をさせていただいております。

それから、ブログでございます。これは地方事務所のブログ、これ、毎日、できる限り

更新するようにしておりますが。ここに地方事務所だけじゃなくて、管内現地機関のPR事項も載せさせていただいていますし、コミュニティ放送、これ、あづみ野エフエムさん、それからエフエムまつもともございますが、特にあづみ野エフエムにおきましては、月1回、これは県職員が出演する番組、定期コーナーをつくっていただきまして、そこへ若手職員を中心に、交代でリレー出演をしております。これにも各現地機関に全て声をかけていきたいと思っておりますし、ミニコミ誌なども活用して、できる限りわかりやすく情報発信をしていきたいと考えております。

それから先ほどの人材育成の関係、女性の活躍をとということでございますが、現在、松本地方事務所では、職員数151人中、女性は26名ということで17.9%でございます。確かに比率は低くはございますが、最近、林務課の職員であるとか、農政課の職員ですとか、現場を持った女性の職員も増えております。若い職員も増えております。大変元気で、そしてどんどん意見を言うということで、非常に将来が期待される方が多くございますので、ぜひ女性職員も活躍いただけるよう、私からも支援なり、また一緒に取り組んでいきたいと考えております。

(鳥海松本保健福祉事務所長)

保健福祉事務所でございます。まず職員の女性比率ということでございますが、うちは64名職員の中で35名が女性と、過半数は女性であります。女性が非常に活躍していると認識しております。それから住民との距離ということでございますが、うちの所の特徴といたしまして、必ずしも好かれているとは思いませんが、住民の非常に近いところというふうに認識してございます。一例を挙げるならば、保健師さんに対するいろいろな相談といったものが、昨年度1年間に3,500件を超えてございました。また食品相談というの、苦情も入ってくるわけでございますが、9,000件を超えております。それから例えば犬猫の相談、苦情等、それも2,000件近くあると。その他の相談等も非常に多いし、住民の方々の生活に近いところにあるかなというふうに感じてございます。以上です。

(石井松本建設事務所長)

女性の登用の関係でございますが、当事務所、技術職員、土木ですけれども、4名おります。事務の関係で4名、計8名、70人中の8名ということで、約1割くらい。このごろ女性についても、「土木女(どぼじょ)」と言いまして、女性が土木の現場で活躍する場も出てきている状況でございます。

それと住民との参加型の関係ですが、アダプトシステム、これは里親方式と申しまして、現在ある道路の草刈り、または側溝の泥上げ、または花壇の整備ということで、チューリップを植えていただいたり、朝顔を育てていただいたりということで、道路の美化活動をしていただいております。当管内には、その関係の団体が16団体ございまして、道路の維持関係のお手伝いをいただいていると。そして、河川の関係ですけれども、ほとんどの河

川に愛護団体がついていまして、管内49団体の皆様方に河川の草刈り、またはごみ拾いを
していただいているということがございます。

地域の皆さんとお話し合いをする、この関係については、当管内、道路にいたしまし
ても河川にしても、相当の延長がございます。全住民の方とはなかなかお話しするとい
う機会はございませんが、私、4月からまいりまして、先週の金曜日は山辺の役員の皆
さん、地域の役員の皆さんと現地のほうを歩いて、工事関係のお話をしたり、要望
関係のお話を承ってまいりました。またほかの地区でも、私、直接行ったところ
では、牛伏地区へも行って、直接、住民の皆さんと要望の関係を聞いて、全てが
できるわけではございませんけれども、優先順位の高い、緊急度の高いものから
施工をしていかななくてはいけないなど感じているところでございます。以上で
ございます。

(下里安曇野建設事務所)

続きまして、安曇野建設事務所でございます。今年度、女性につきましては、事務
の1名だけでございます。昨年度は、技術で2名、女性職員がおりました。住民
との協働でございますが、維持管理に関しましては、私どもの管内で、河川
の関係で9団体、道路の関係でも9団体でございます。また、道路の中
ですけど、中房温泉へ上がっていく道路につきましては、昔から地元の方
に維持管理、草刈り等やっていただいております。年2回につきまして、
職員も一緒に出て、区間を区切ってやっているところでございます。また、
市ともいろいろな意見交換をさせていただいております。また、区長さん
たち、直接、事務所のほうにもおいでになって、いろいろな要望をお聞
かせいただいております。そのような中で、優先順位をつけたりしながら、
事業を進めているところでございます。以上で
ございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。ちょっとこれ、ヒアリング、前半の議題な
ものですから、やや、かなり時間を超過しておりますが、あと1、2問
ということで、中條委員、では。

(中條委員)

今日はどうぞご苦労さまでございます。お答えにくいかなとは思
うんですけども、所長さん方にちょっとお聞きしたいというふう
に思うんですけども。現在、所長さんとしてかかわっていら
っしゃいまして、ご自分のところの組織の中に、全てご自分
が目を通して判子を押すときに、それ、理解してできるぐ
らいな組織体制になっているのかな、もしここが多すぎる
のかな、もう少し少ないほうがいいかな、それともこれは
本庁のほうとこの部分のところは合併してやったほう
がいいかなとか、そういうようなことを感じていら
っしゃること、お答えできる範囲でよろしいです
けれども、お願いしたいと思います。

今、ベテランさんが退職されて、それで若い技術部門のところ
が、ほかのところもそう

なんですけれども、育ててはきてくださってはいらっしゃると思うんですけれども。なかなか育てるのに時間がかかるというようなことで、どのようにしたらそこをクリアできるのかなっていうことを、お感じになっていらっしゃることをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

(樋口会長)

では池田所長さんから、簡潔によろしくお願いします。

(池田松本地方事務所長)

そうですね、今のその決裁に当たって、どういう状況なのかというご質問だと思いますが、確かに地方事務所長には事務処理規則により委任された事項が大変多くございます。ただ、先ほど申し上げましたように、委任されている事務の中で、定例的なものなどについては、多くの事務が課長の専決決裁になっております。その後、私のほうに必要なものは上がってくるわけで、そのときには必ず担当、それから課長が、持ち回りと言っておりますけれども、私に説明をして、そして決裁をするという形を必ずとっておりますので、その中で、意見を言ったり、状況を把握しているところでございます。まず、担当の合議があつて、課長の合議があつて、それで私に説明をしてという段階を踏んでおりますし、そういう中で事業を理解するべく努めております。

それから若い職員ということでございますが、近年、若いといいますか、新規採用職員も増えてまいりまして、非常に新鮮な気持ちを持った職員が多くなったと思います。所長と新規採用職員、あるいは2年目の職員との懇談会というものも開催しております。その中でいろいろな意見を言っただいております。当然、特に行政職につきましては、一つの事務所だけではなくて、さまざまところでさまざまな仕事の経験をしていくわけですから、その中で私がこれまで経験してきた話をしながら、意思疎通をまず図り、しっかり研修等の中で勉強していただくよう努めさせていただいているところでございます。

(樋口会長)

そろそろ時間なんですけど、ほかに何か特にということがありましたら。腰原委員、お願いします。

(腰原委員)

腰原です。今日、4所長さんのご説明を聞いて、本当に努力されているなと感じました。そのお話の中で、今回、大きなやっばり、この目玉といいますか、課題になっております地方振興局、この課題について、お話の中では、本庁の部局と強い連携をしていますというお話が皆様方からあつたんですけれども。私、地域完結性というのは、非常にいいことだと思っております。そのためにやっばり現地機関の権限強化、これが避けて通れないと思

うんですけれども。今日のお話を聞く限り、十二分に今の体制で終わっているんじゃないかな、そんな気も実際したわけですが。

ただ、やはり説明の中で、例えば建設関係ですと、300万円未満については現地の云々というようなお話もあったんですけれども。実際に地域完結型にするために、近い将来、そういった組織に持っていくというようなことに関して、専門性の問題も出てくるかと思えますけれども、所長さん方のお口からは言いづらいかと思えますけれども、例えばこんなような権限をもっと強くしてもらったらやりいいなとか、そんなような何か思いはございませんか。言いにくいかと思えますけれども。

(樋口会長)

ご意見のある方、適宜、どうぞ。

(池田松本地方事務所長)

そうですね、今、松本地方事務所長として現在の体制の中で一生懸命やらせていただいているところでございます。地域振興局というお話が出ておりますけど、まだまだその概要といいますか、体制といいますか、その詳細も、ちょっと私も細かに承知しておるわけじゃないものですから、なかなか現状と比較してどうこうという、そのコメントをするのは大変難しい状況であると思えます。

ただ、そうですね、地域課題の解決を行うには、やはり委員ご指摘のように、地域の実情に応じたさまざま施策や独自性を発揮した施策、これを効果的に現場で行うには、当然、予算の関係、予算要求とか、そういうことへのかかわり方ということも、検討すべき必要はあるんじゃないかなと思えます。ただそれには、当然、議会でありますとか、県民の皆様への説明という大変重要な問題も出てまいりますので、そういうこともあわせて、組織の見直しということであれば、やはり予算の現在の体制のあり方、予算執行過程のあり方、そういうことも一緒に検討がなされていくことだというふうには感じております。

(鳥海松本保健福祉事務所長)

当所の特徴といたしまして、予算の額は非常に多いわけですが、ほとんどが義務的経費になるわけですが、その中で、実際には我々が独自の判断で使えるといった部分は、この3所の中で業務内容的にも最も少ないといった状況があるわけですが、逆に言えば、職員の人件費が事業費であるといった捉え方もできるのかなというふうに思っております。あと業務の内容、現地への権限移譲といったものでございますが、法律に定められている中で、要するに強制力、ナショナルミニマムの部分については、これはしっかりとやっていただきたいということであり、その上で地域の特異性を踏まえた対策ということをプラスアルファしていくわけですが、その区分けをしっかりとしていく中で、またそれに対する予算づけといった中で、うちが単独で独自の判断をするというこ

とは難しいというふうに思うわけでございます。法を逸脱するということはあり得ないわけでございますので、その辺の判断をやはり進めていく必要があるのかなど。そのためには、県庁のほうから情報を十分我々に対していただく。と同時にまた我々も、連携する中で情報をとりに行くといったことが姿勢としては必要なのかなというふうに考えております。

(石井松本建設事務所長)

建設事務所でございます。事業の関係については、予算の国との関係が非常にあるということでありまして、その予算づけの権限は、なかなか現地へ下りてくるのは難しいのかなと思うわけでありまして。あと、許認可の関係でございますが、許認可については、行政手続法がございますので、申請者に対して公平でなければならないということでありまして、県内一律、これは全国的にもほぼ同じ基準になってきてございますが、各担当者の腹一つで決まるような決裁はしてございません。全県的、全国的にほぼ統一された内容で審査して、足りないものはお願いしていくということでありまして。どちらかということ、権限というよりは、このフローに従って、流れに従ってチェックをかけて、足りないものをお願いしていくということでありまして。そういった意味では、県庁の許可権限、建設事務所長の許可権限、2種類ございますが、県庁で行っているのは本当に大規模なものになっていきますので、大規模と言いましても数が少ないです。そういった面では、ほとんどが私どもに下りていますし、数の少ないもの、県内で本当にわずかしか出てきてないものを各建設事務所がやるよりは、今の形で持っていていただくほうが効率性もいいのかなというふうに思う面もありまして、許可権限を私のほうにと今思っているものは特別ございません。以上でございます。

(下里安曇野建設事務所長)

所長の権限につきましては、事業執行にかかるものですか、許認可にかかるものがございます。大きなもの以外は、建設事務所の所長権限、かなり多いと私は思っております。内容につきましては、当然、担当係長、各課という中で上がっていくに従って、チェックをしながら、必要に応じて事前に私のところに相談に来るのがありますが、適正にそのような形で処理しているところでございます。あと、事業の執行に関しましては、予算という話が先ほどから出ておりますけど、やはりその必要性ですか事業効果、そういうものをしっかり地域の皆さんにPRする中でやっていくことが大事だというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。ほかに何か所長さんに伺うことはございますか。

よろしいですか。それでは4所の所長の皆様、本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

いました。所長の皆様は、これから業務のためここで退席をされます。後半の議題に入っていきたいと思います。

- (2) 「県の現地機関の機能・役割等のあり方に関する市町村アンケート」の集計結果について
- (3) 地域振興局に関する他県の事例について
- (4) 現地機関から寄せられた現状・課題に対するこれまでの審議会の意見について

(樋口会長)

委員の皆様、ちょっとタイトなスケジュールで大変恐縮ですが、それでは後半の議題に入りたいと思います。議題の(2)「県の現地機関の機能・役割等のあり方に関する市町村アンケート」の集計結果、(3) 地域振興局に関する他県の事例について、(4) 現地機関から寄せられた現状・課題に対する対応案について、それから参考資料の「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略の検討状況」について、一括して、まず事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

(井出行政改革課長)

行政改革課長の井出でございます。よろしくお願いたします。では座って説明させていただきます。まず資料2ですけれども、こちらは、市町村にアンケートをお願いした結果でございます。個別の市町村名を出さないという前提で率直な回答をいただきたいということで、町村のほうにお願いをしたものでございます。50余りの団体から回答をいただいております。県の組織のことですので、なかなか答えづらいということもあるかと思っております。20ぐらいの団体からはお答えをいただけなかったということもございますが、集計したものを、今日、ご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず問1としましては、現地機関の課題解決の機能について、質問させていただきました。地域の課題を解決する上で必要な機能を果たしているというふうに、市町村の目から見ても、考えられるかどうかということもございます。「十分できている」「できている」「普通」「やや足りない」「足りない」という5つの中から選んでいただくということで○をつけていただきまして。全体の平均を出すために、真ん中あたりの点線の枠囲みにありますように、「十分できている」という解答をいただければ100点、「普通」であれば0点、「足りない」ということであればマイナス100点というような点数づけをして平均をとってみました。

地方事務所につきましては、プラスの6.9、保健福祉事務所・建設事務所についてはプラスで18.6点という得点でございまして、保健福祉事務所・建設事務所のほうが、課題解決に当たって必要な機能を果たしているというふうにお答えいただいた団体が多かったという傾向があるかと思っております。

2番目の問でございますけれども、こちらは3所が横断的・総合的に取り組んでいるかどうかという質問でございます。こちらは、平均点、上と同じようなプラス100からマイナス100までの点で平均をとりますと、マイナス8点ということで、ここだけ、これより後の問のほうでも平均はプラスに出るんですが、この問だけマイナスに得点が出ているという状況でございます。横断的・総合的な取組については、「足りない」あるいは「やや足りない」というふうに評価されている市町村が多かったという傾向があったということでございます。

11ページのほう、ごらんいただきたいと思います。問3は、市町村支援が十分かどうかという問でございます。これについては、地方事務所が8点、保健福祉事務所が12点、建設事務所が19点という結果でございます。技術的に専門性の高い事務所ほど、市町村支援が十分行われているというふうに市町村から受けとめていただいている傾向が見てとれます。

問4でございますけれども、災害時等の緊急対応は十分でしょうかという問ですが、こちらは3所とも13点から15点、ほぼ同じような点数で評価をいただいているという状況でございます。

問5は、管轄区域についての質問で、平均がとれませんので、後ほど記述での回答をごらんいただきたいと思います。

問6については、試験研究機関の関係でございます。役割を果たし、地域産業の振興に寄与しているかということで、プラスの14点という評価をいただいているところでございます。

12ページ以降に記述方式での回答をいただいたものを列挙させていただきました。これは、県のほうで選んだということではなくて、回答いただいたものを全て、個別の市町村名がわからない形でその部分だけとりまして記載をさせていただいたものでございます。問ごとに、要望の点、あるいは課題があるという点、それから評価いただいた点というところで、大きく3グループに分けて配置をさせていただきました。

12ページの許認可や予算の関係については、現地機関で予算要求の権限を持ってほしいとか、あるいは所長の権限を強化してほしいといったご意見をいただいているところでございます。

14ページのほうへまいりまして、課題があるという点では、決定力が不足しているのではないとか、あるいは市町村の意見を考慮してもらえてないのではないかといった厳しいご意見もいただいているところでございます。

18ページのほうへ行きたいと思いますが、17ページから現地機関の総合的な対応の関係でございます。18ページの②、課題があるとされた点のところ記載がありますように、地方事務所と建設事務所で見解の相違が見られるとか、県としてそれぞれの立場で話されているとか、そういった厳しいご意見もいただいているところでございます。

時間の関係がありますので、主だったところのみとさせていただきます。ごらんいただきたいと思いますが、

30ページをごらんいただければありがたいと思います。30ページは、災害対応の関係のご意見でございます。課題があるとされた点の中では、情報の系統が二重になっているとか、何系統にもなっているといったご意見をいただいております。真ん中の辺に村というところから4本矢印が出て、地方事務所へ3つ、建設事務所へ1つ行った情報が、県の各部を経てまとまっていくというような図でいただいておりますけれども。村は1つ、県も1つである中で、現地機関のそれぞれの課の縦割り、あるいは県の部局の縦割りによって、情報が一本化されていないというようなご意見でございます。

また、もうちょっと下のほうには、現地機関での災害対応、危機管理対応が弱いのではないかというようなご意見もいただいているところでございます。

32ページのほうへまいりまして、こちら問5で管轄区域の関係、市町村の目から見ていかがでしょうかという質問に対するものでございます。これ、記述でのお答えをいただいているんですが、管轄区域をもっと広く、要するに現地機関の数を減らして広い範囲をカバーする現地機関でもよいのではないかという意見もあり、また現状がベストだという意見もあり、きめ細かなサービスのために管轄区域をさらに細かく割ってほしいというようなご意見もあり、全くさまざまというような状況でございます。

34ページから試験研究機関の関係で、それぞれの機関ごとに期待するところ、研究分野がさまざまに異なりますので、それぞれの機関ごとにこういった研究をしてほしいといったご要望をいただいております。

また、37ページ以降では、これまでの問に含まれない一般的な事項につきまして、さまざま市町村の方からのご意見をいただいております。

全体といたしましては、大変厳しい意見を頂戴しているところが多ございました。これは、個別の市町村名を出さないで忌憚のないご意見をいただきたいということでお願いした結果でもございます。それぞれの現地機関、あるいは現地機関をまとめる本庁で受けとめさせていただきまして、今後の組織の運営、組織そのものを見直さなくてもソフトで対応できる面もあるかと思っておりますので、対応していきたいというふうに思っております。

もう一つは、この意見の中には、県の意図が十分伝わっていないために厳しいご意見になっている面もあろうかというふうに受けとめておりまして。コミュニケーションを高め、市町村・県、それぞれのほうで意思疎通がうまくいくようにということも、今回、課題だったかなというふうに考えているところでございます。

42ページから資料3でございます。こちら、地域振興局について、他県では一体どんな組織になっているかということで、3県ほど例を挙げさせていただいた資料でございます。まず42ページは、これは長野県の組織でございます。地方事務所が保健福祉事務所や建設事務所、それ以外の現地機関に対して、総合調整を行うということで、それぞれ独立した事務所ではありますが、地方事務所が総合調整するということが、長野県ではやっております。

43ページに岩手県の例を申し上げました。こちらは、地域振興局長のもとに幾つかの部

が置かれておりまして、部の3つ目、保健福祉環境部、これが長野県で言いますと保健福祉事務所と地方事務所の環境課の仕事をここでやっております。一番下の部が土木部ということでございまして、こちらが長野県で言う建設事務所の仕事と地方事務所の建築課の仕事をやっております。こうした3所の機能を全部合わせまして広域振興局というものを置いて、振興局長、1人の局長のもとで仕事をしているという組織でございます。

いろいろ業務の関係、説明をしておりますが、一番下の枠、ごらんいただきたいと思えます。広域振興局の特徴・充実強化した事項ということが3つございまして、局が予算をとってくる、予算化する仕組みをつくっているということで、4つの局で、26年度、1.6億円分の予算を、局から直接財政部門へ、本庁の財政部門へ要求して予算を獲得して執行していると。右側へまいりまして、組織改編、人員配置を局長が柔軟に行う仕組みということで、4つの局で20人分の定数を局長の判断でつけている。3つ目としましては、本庁との連携ということで、庁議、これは長野県で言う部局長会議に相当するものですが、こちらへ局長4人が参加を、遠いところの局長はテレビ会議で参加しているようでありますが、参加をして本庁と連携しているというような例でございます。

44ページは群馬県の例でございまして、こちらは、局長のもとに事務所を4つないし5つ置いているという形でございます。一番上に書いてあります行政県税事務所が、本県で言う地方事務所の仕事に近いものかと思えますが。それから保健福祉事務所、農林関係の事務所、土木事務所という、それぞれの事務所、それぞれごとに所長がいるわけですが、それを束ねる振興局長というものを県内7カ所に置くという形で、各事務所、業務の独自性を高めながら、地域ごとに総括をするという形をとっているというものでございます。

45ページが熊本県の例でございまして、こちら、右側にある地域振興局というものが、こちら地域の例で3つ書いてありますが、全县では10の地域振興局が置かれまして、この中に保健福祉の部、あるいは土木の部がございまして。これを、左側、広域本部というものがありますが、これは県内を4つにまとめて、広域本部長というところで2つないし3つの振興局をまとめながら業務を行うという体制をとっているということでございます。こちら下の方の枠でございまして、こちら、右側にある地域振興局というものが、こちら地域の例で3つ書いてありますが、全县では10の地域振興局が置かれまして、この中に保健福祉の部、あるいは土木の部がございまして。これを、左側、広域本部というものがありますが、これは県内を4つにまとめて、広域本部長というところで2つないし3つの振興局をまとめながら業務を行うという体制をとっているということでございます。こちら下の方の枠でございまして、こちら、右側にある地域振興局というものが、こちら地域の例で3つ書いてありますが、全县では10の地域振興局が置かれまして、この中に保健福祉の部、あるいは土木の部がございまして。これを、左側、広域本部というものがありますが、これは県内を4つにまとめて、広域本部長というところで2つないし3つの振興局をまとめながら業務を行うという体制をとっているということでございます。

46ページから、これまでの1回、2回の審議会の議論などをまとめさせていただきました。1回目に7つの課題ということで申し上げました課題ごとに、現地機関からの意見、あるいは1回、2回での審議会の委員の皆さんからの意見、一番下の欄でございまして、こういったものを記載をさせていただきましたので、またごらんいただければというふうに思います。

資料5、55ページでございまして、人口定着・確かな暮らしの総合戦略の策定を進めておりまして、現在、その策定状況ということで、人口の将来展望に基づきまして、長野県としての基本方針、目標、そして施策展開ということで、58ページのほうに、こういった分野に重点的に取り組んでいこうということで考えているところでございます。具体的に

は、今月中にもさらに具体化したものを出していきたいというふうに思っておりますので、またこちらの審議会にも情報を提供させていただきたくて予定でございます。駆け足で申しわけありませんが、説明のほうは以上でございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました議題(2)から(4)について、ご質問、ご意見がございましたらよろしく願いいたします。はい、腰原委員、お願いします。

(腰原委員)

今、ご説明いただきました、この市町村のアンケートの中で、10ページですね。マイナス点はここだけということでご説明がありました。なるほど、市町村の皆さん方は、連携がまだ非常に弱いんじゃないかというぐあいに感じているんだなと、ご説明を聞いて感じました。そういう意味では、この先進例も幾つか載っておりますけれども、そういった方向を目指すというのは、それなりに意義はあるなということを感じました。

あわせて、先進県といいますか、実施県で、予算を獲得していると、金額はもう全体から言えばわずかなものだと思いますけれども、それなりの実績を実際残しておられるんだなということは率直に感じました。以上でございます。

(樋口会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか、他の委員の方。はい、伊藤委員、お願いいたします。

(伊藤委員)

私、県の一番南でございます、県庁へ行くには2時間半かかります。普通に上をすっ飛ばしていくんですけれども。ここでやると1時間20分で来られるということでございまして、改めて長野県の南北に対する広さというか、絶対量が広いわけでございます、こうした中で、行政をうまくまとめていくということは、大変なことであろうかと思えますし、地域によってはまるでニーズが、まるでというか、そんなに違わないんですけれども、基本的に大いに違うのかなということを、今日、勉強させていただきました。

一つの救いは、情報通信網というのが異常なほど発達してきておる現代でございます、過去のように時間的なギャップというのは、相当解消されておるわけでございますけれども。一つの例を申し上げますと、腰原さんはご承知だと思いますけれども、昭和36年、古い話でございますけれども、36(さぶろく)災といって大きな災害がありました。本当に大きな災害でございますけれども。その大鹿という部落、これが大きな被害を受けたんですけれど、この情報の伝達というのができなくて、今なら無線だどうだなんて、瞬時にで

きるわけでございますけれども。決死隊を組みまして、1日ばかりで飯田市まで行って状況を報告したというような事例がありまして。その時分から比べてみると、素晴らしいと思うわけでございます。

それで一連のお話を聞いておってみて、よく、住民ニーズをよく聞けとか、それから住民に参加させろとか、それからその上でまだまだそのニーズに満足できないじゃないかというような形が、どうしても出てくるわけでございますけれども。これ、住民参加、住民発言をよく聞けということは、これ当然でございますけれども、その中で住民の皆さんによく参加してもらえということを書いていかないと、本当の意味が伝わらないのかなと思います。これもやれ、あれもやれ、これもやれということになると、それでは人員が足りないじゃないかということになると、今の現実の問題として、それにどこまで対応できるかということも、ある程度の時期でしっかりしておかないと、お互いにできないような願望を並べ立てて、そしてそれができないということになるとストレスがたまっていくということで、ある程度のけじめというのをここでも考えてやらなければいけないのかなと思っております。

私の村、小さな村でございますけれども、私の村は住民参加をよくしていただいております。例えば生活道路、それから村道、林道等について、道路、あれも悪いじゃないか、あそこが傷んでおるじゃないか、ここがこうだというようなことが役場によく申し込みがあります。私がそれを聞いて、私というか、担当も聞いてみて、これは地域の皆さんでできるでしょうと、このくらいはできるでしょうということを判断して、資材その他は村で無償でやりますけれども、このくらいはやってくださいよということをやっております。20数年やっております。今では小さなことは行政に言ってこないということでございます。これが非常に行政のスリム化、それから行政のスピード化というのに役に立つわけございまして。ちまちましたことに対して、対応しなければいけないんですけれども、地域で知恵を出してやっていただければ、何のことはなくできるような問題も、住民の皆さんにそういう慣習をつけてしまうと、行政そのものがいたずらに肥大化してしまって、実質その投資的経費に回るべきものがなかなか回っていかない。こういうこともあるのかなと思っております。

それから、先ほど腰原さんが地域完結型にやれということも、地域というか、地方完結型にやったらどうだというご意見もありましたけれども。今、相当、地方完結型、それぞれの地方事務所で機能的に、これだけの情報を使えば相当機能的にできるわけでございますし、テレビ会議でもやろうと思えばできるわけございまして、相当やっておっていただいております。そして、私たちの年代から比べれば、基礎的な社会資本整備というのは、ある程度のところまでいっておるなということになると、これからの社会資本整備、特に交通網等、大きな問題が残されておるわけでございますけれども、それはそれとして大きな目で、本庁も含めて考えていただけるんですけれども。そうすれば公正・公明、一番効率的なことまで素早くできると思うんですけど。今の段階で、あまりその地方で完結型を

やれということになると、私はかえって混乱するのかなというような気も、現場におる者としてするわけでございます。

ぜひ、その他いろいろあるんですけど、住民の発言を聞くんでなしに、住民の皆さんに何とか参加してもらおうということ。例えば河川の樹木の問題もありました。これは地域性もあるわけでございますけれども。私のところでは、ある程度河川に自然の樹木があるとかえって安心ができるわけでございまして、それは水勢を落とすという効果もあるわけでございまして。これは安曇野とか平野の部分、私のところは林野率86%という地域でございまして、こんな平らなところはほとんどないわけでございますけれども、そうした地域差もあるわけでございまして。これらもどうも危ないと思えば、地域の皆さんに樹木を伐採してもらって、それはそれなりの実費に近いような経費を部落に還元するとかいうようなことで、そういう意味でまた地域完結型も大事でございましてけれども。

総合的に見て、これだけの広いところを、なかなか、どこまでどこまでにするかという、これも難しい問題であろうかと思えます。ちょっと意味はわからないと思うんですけども。難しいんだな、これ。大体、意味はわかってくれると思うんですけど。住民の皆さん、百点満点でなければ俺は生活できないよという風潮をつくってしまうというのも、大変だなと。ほどほどというところで、また最大限の密度の濃い行政サービスをするということも、また、ある面では大事かなということを感じますので、終わらせていただきます。

(樋口会長)

ありがとうございました。役割分担をしっかりと考えないとだめだということです。ほかの委員の方、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(中條委員)

お願いします。長野県の地域振興局に関する資料3のところですけども、長野県のこの組織図のあり方と、それから群馬県のあり方と、長野県は、これは10の地方事務所、10域ですよ、長野県はですね。群馬県は県内7カ所というふうになっていますけれども。大体、この地方事務所がほかの事務所と、総合調整というのと、それから群馬県が、この組織図では全部をこう振興局長がまとめるのかどうか、ここに予算がついて権限もつくのかどうか、ちょっとおわかりでしたら、説明いただきたいなと思えます。

(井出行政改革課長)

44ページの群馬県の組織図をごらんいただきますと、事務所と名前がついた組織が5つあるわけでございます。農業事務所はある場所、ない場所があるようですけども。5つあるわけでございまして、所長という立場の人が5人いるわけでありまして。ある程度独立性を持って、その分野については事務所長が判断をするということでございます。その

上で、地域課題について、その地域振興局長のところで、そのそれぞれの所長の上に立ってまとめる形で、局長というものが置かれているということでもあります。それぞれの所長にとっては、局長は上司だということで、上司から命令をされて仕事をするという部分が出てくるということになります。

ところが42ページのほう、長野県の状況でございますけれども。長野県の場合には、地方事務所は総合調整をいたしますが、保健福祉事務所や建設事務所の所長にとっては、地方事務所長は別に上司ではありませんで、あくまでも同格な横並びの所長のうちの一人であると。別の分野を所管している所長であると。ただ、地方事務所長に総合調整ということがあるので、調整をしますよということがかかり合ってくるので、調整に応じて協力して仕事をしていくという形でありまして。地方事務所長が、保健福祉事務所長や建設事務所長に対して、何か上司として指示をする、指揮をするというようなことはないというのが違いということになるかと思えます。

なお、日常的な、定例的な、許認可ですとか、規模の小さい予算執行といった面では、どちらをやりましても、振興局長であるとか、あるいは地方事務所長のところへ話は行かないという点では、同じような事務執行になるということかと思えますが。大きな地域課題に対処していく上で、どんなふうに対処していくのかということに違いが出てくるのであろうというふうに思っております。

(樋口会長)

ありがとうございました。清水委員、何か、よろしいですか。

(清水委員)

一つお願いします。この資料の2なんですけれども、これを今後どのように活用していくんですか。

(井出行政改革課長)

こちらにつきましては、それぞれの検討課題ごとに、市町村の目から見るとどんなふう映っているのかということ、今回、確かめさせていただいたわけでありまして。特に検討課題2、問2のところ、ここだけマイナス点があったということを受けとめさせていただく中で、今後の組織のあり方、あるいはこの審議会でもご審議いただく現地機関のあり方について、どんなふうにしていったらいいかということの参考になる資料ということで、受けとめさせていただいております。なお、個別の意見の中で、個別の分野で早急に対応しなければいけないというようなものも確かにございましたので、これは各事務所へ連絡を既にさせていただいておりまして、個別の市町村に対して、対応が必要なものは迅速に対応するようという指示を既にさせていただいているところでございます。

(樋口会長)

いかがでしょうか、大石委員、お願いいたします。

(大石委員)

お願いします。先ほど中山委員のほうからあった、前回の行政改革のその検証内容を踏まえて、多分、今回というふうになっていると、私もそうやって思うんですけども。そこら辺で、どういった検証内容になっているのかということが1点と、あと先ほどの所長さんたちのご意見の中では、やはり人材確保、人材教育、育成が、やっぱりとても大変だということと、あと専門職、技術部員みたいなところの、やはり育成等々が、やはり課題になっているということと、今の市町村のアンケートの中では、そこら辺は何となく満足しているという、そこら辺のギャップというか、そういうのもちょっと気になったりもしますし、あと県として、ではその人材育成、これからどういったところで、お金をかけないでいけるのかみたいなのが、もし今の段階でわかっていたら、聞かせていただきたいと思います。

(井出行政改革課長)

まず、前回の現地機関の見直しとその検証の関係ですが。1回目の審議会の際に、資料3-7ということで、前回の審議会の答申、これは平成20年に答申をいただいていますけれども。前回の答申に対して、どんな再編をしたのかということをもとめさせていただいて、1回目の3-7で提出をさせていただいております。幾つかございますが、地方事務所、保健福祉事務所、建設事務所の関係で言いますと、それまで地方事務所にありました福祉に関する業務を保健所のほうへ移しまして、保健福祉事務所ということで設置をするというのが大きな見直しでございました。また、建設事務所の関係では、それまで16あったものを、佐久の地域と北信の地域でそれぞれ統合いたしまして、14の建設事務所にするという見直しをいたしました。この関係が大きいかと思います。それ以外にも小さなものは幾つかございますが。

今回、保健福祉事務所の関係につきましては、3所の連携の話が市町村のアンケートの中でも出てまいりましたが、保健と福祉の連携は一つの事務所になったわけですが、逆に地方事務所からは福祉の分野が切り離されてしまったという中で、地方事務所と保健福祉事務所の連携がどうだろうかという課題を持っているところでございます。また、建設事務所につきましては、前回の答申の中では、将来的には10広域に1所という形でいただいている中で、14という現状になっているわけでございまして。これをどんなふうにしていったらいいかということが現在の課題だというふうにとらえているところでございます。

それから人材の関係、専門分野の関係でございまして。県としても、専門性を持った人材を確保していかなければいけない、その重要性は重々感じているところでございます。今回のアンケートの中でも、先ほど保健福祉事務所や建設事務所といった専門分野の職員を

多く抱えている事務所ほど、市町村のポイントは高いといえますか、満足度は高いという説明をさせていただきました。その関係が11ページのところに、問3のところであるわけでございますけれども。点数が高いと申しあげました建設事務所も19点のわけでございます、十分であるというご意見は2団体だけ、できているというところで17団体、普通というところが29と一番多いわけでございます。3所の中では比較的点数は高いとはいえ、十分に支援ができている、専門性が発揮できているというところまでは、なかなか到達できてないかなと、まだまだ課題は大きいのではないかと。後ろのほうにあります自由記載の中でもそんなふうに受けとめさせていただいております。

所長の皆さんからの話にもありましたように、今、県職員、50代の職員が非常に多く、技術の継承が課題になっております。その中で新規採用の職員だけでなく、ある程度民間で経験を積んだ社会人を採用していくこと、あるいは公務員試験の勉強だけをしてきた人ということではなく、面接を重視して職員を採用していくという、新たな採用の区分を設けるといった工夫をしながら、専門分野の職員をさらに確保できるようにしていきたいというふうに考えているところです。

(樋口会長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。はい、お願いします、中山委員。

(中山委員)

検証の件ですけど、私が申し上げたかったのは、利用者である住民の皆さんにアンケートをそれぞれとるとか、その人たちがこういうふうに言っているんだという、絶対的な、そういった検証の仕方が一番、一番というか、それが全てではないんですけども、そんな方法がいいんでしょうし、また、この行政機構の審議会で進めていく上でも、やっぱり利用者の皆さんの声をとということになるんですが。まずその検証は、今、お話しいただいたのは、そういった利用者の皆さんの声をもとに、そういった、今、検証結果になっているという、そういうことでよろしいでしょうか。

(井出行政改革課長)

さまざまな場面でお聞きする中で、私どもとしてはそんなふうに受けとめさせていただいているところでございますが。今回、また審議会の中で、審議が進み、ある程度の方向性が出てきますれば、その段階で広くパブリックコメントなどをしながら、幅広い県民の皆さんのご意見を聞きながら、結論を出していきたいというふうに考えているところです。

(樋口会長)

ありがとうございました。はい、伊藤委員、お願いします。

(伊藤委員)

先ほどわけのわからんようなことを申しまして、申しわけなかったんですけれども。専門職という話になりますと、なかなか、土木関係に興味を持ち、県職に応募するんですけども、なかなか今はそれが不可能に近い、バリアが高くて不可能に近い皆さんもおるわけでございます。私たちのところでは、土木振興会というのが非常に活躍しておっていただきまして、県下にも幾つかあると思うんですけども。例えば栄村だとか白馬村あたりで大きな災害があると、土地改良区、長土連も含めて、タッグを組んで現地に乗り込んで活躍しておるわけでございますけれども。県職に仮になった、そういう皆さんが能力があるということで県職になっても、今おっしゃったように、異動というのがあって、なかなか地域の現状を把握できない。それからまた機会も与えられないというような場合があるわけでございます。こうした機能を、できるだけまた指導してつくってもらって、行政というのは、効率を上げるには、要望に応じて肥大化してそれでやるのか、それともできるだけスリム化して要点だけのきちとしたものをつくって、それでサービスするのかということも、さっきちょっと言いたかったんですけども。どちらを選択するかという、保健関係では無理でございますけれども、土木関係なんか特に、その両者の選択を迫られておる時代が来たのかなということも実感するわけでございます。

県の予算も決して潤沢ではないわけでございますので、こうした中であればあるでこそ、要するに知恵を出して、耐えがたきを耐え、忍びがたきを忍び、そして主張するのを主張すると。こういう選択のすっきりしましょうという検討会も必要かなと思っております。また、終極的にはわけのわからんような話になってしまったわけでございますけれども。それだけ、今、流動化しておるということでご理解いただければありがたいと思います。

(樋口会長)

ありがとうございました。予定の時間をやや超過しておりますが、最後に何かご発言があれば、はい、どうぞ。

(大槻委員)

今日、出していた資料の中に、資料5というのがあるんですが、今日は行政機構審議会とこういうことでありますので、向こう30年間にこれだけの人口減少ということ踏まえて、それに対応できるような県行政の機構を、今から創造していく必要があるんじゃないかと思うんですが。この資料の中にも若干書かれてるんですが、県行政、市町村行政も含めて、そこら辺を、今度は少し活性化に向けた行政機構のあり方といものも、逆にこう、つくり上げていくということも必要なんじゃないかなと思ったものですから。

時間が少なくて申し訳ないですが、そこら辺の今の進度ぐあいと、もし、今、県としてどう考えているのか、もうちょっと詳しく説明していただければと思います。

(井出行政改革課長)

人口の減少は避けられないという中でございまして、また、働き手の人数も減っていくという中で、県の組織だけが大きくなっていくとか、県の職員数だけが増えていくということは、なかなか難しい状況かと思っております。ただその中でも、58ページにありますような施策展開ということで、今後、力を入れていく部分ということ、この総合戦略の中ではうたっていきたいというふうに今考えているところでございまして。それぞれの部分については、指標を設けて、そういった分野が進んでいるかどうかを点検しながら進んでいくということでございますので、そういった分野に力をかけられるような組織、力をかけられるような体制をつくっていくということが、この現地機関の見直しの中でも課題になってくるというふうに思っているところでございます。全体としての効率化を図りつつ、目下求められている分野に力を注力できるような仕組みということを考えながら進んでいきたいというふうに思っております。

(大槻委員)

何といっても一番大事な部分になるのではないかと。これ、30年後とかの人口の試算があるんですが、20年後にもすぐ人口減少の影響というのは出てくるというように思いますので、行政機構審議会としてどのような答申をするか、私も現場の中でしっかりとした検討をして、人口減少に対する取組を進めるよう、提案していきたいと思っておりますので、皆さんもぜひよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

(樋口会長)

ありがとうございました。山田委員。

(山田委員)

すみません、時間になりましたので。これ、要望を申し上げておきたいと思うんですが。今日、アンケートの結果を、私、よく読ませていただきまして、非常に頭を抱えたといえますか、非常に衝撃を受けました。それで、今、今日も昨日も、非常にこの大雨です。災害が一番心配されるところでして、切実な災害に対するこのアンケートの結果も出ていますので、先ほど清水さんのご質問の中でお答えいただきましたけれども、しっかり対応して、この結果が出てからということではなく、緊急に対する、医療もそうですね、緊急なものについては、十分に、今すぐにでも対応していただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

(樋口会長)

よろしくお願ひいたします。それでは、よろしければ、ちょっと駆け足で大変恐縮ですが、本日の審議はこれで終了させていただきます。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

3 その他

(事務局)

お約束の時間、ちょっとオーバーしまして、大変申しわけございません。ありがとうございました。それでは手短に事務局のほうから、何点かご連絡させていただきたいと思えます。まず、次回の審議会でございます。次回は11月17日火曜日、午後2時から佐久の合同庁舎で開催したいと思います。よろしく願いいたします。

また、試験研究機関の現地調査であります。本日、お手元に封筒でお配りさせていただいております。簡単に若干ご説明させていただきます。

(事務局)

事務局の原でございます。お手元に封筒でお配りをしております、試験研究機関の視察について説明させていただきます。日程調整をさせていただきまして、既にご連絡を差し上げたところでございます。9月14日の月曜日からスタートで、4回に分けて行います。

9月14日でございますが、農業試験場と果樹試験場で、清水委員様、樋口委員様、山田委員様、3名の方をお願いいたします。翌16日は環境保全研究所で、才川委員様、樋口委員様の2名様をお願いいたします。10月13日でございますが、水産試験場及び林業総合センターでございますが、大石委員様、大槻委員様、中條委員様、そして中山委員様、4名をお願いいたします。最後に10月15日になりますけれども、工業技術総合センターで、腰原委員様、才川委員様、山浦委員様、3名の方をお願いしたいと思います。

個別日程、当時のスケジュールにつきましては、別紙でそれぞれの紙を入れさせていただきました。現地までの交通の手段につきましても、そちらのほうに書かせていただいております。お読みいただきまして、何か不都合等ございましたら、こちらのほうまで、後日、ご連絡を頂戴できればと思います。以上でございます。

4 閉 会

(事務局)

それでは、以上をもちまして、第3回の審議会を閉会いたします。お忙しい中、長時間にわたりまして、ありがとうございました。